

登校許可書

東亜学園高等学校 殿

年 組 氏名

年 月 日生

上記の者は下記の○印の感染症のため、

平成 年 月 日～平成 年 月 日迄、自宅安静加療を要した。

(学校出席停止 実質日数 日間)

症状が軽快し、かつ学校保健法の基準により、他への感染の心配がなくなったので、

平成 年 月 日より登校を許可します。

記

第一種…治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス

第二種 ・インフルエンザ…解熱した後2日経過するまで

- ・百日咳…特有の咳が消失するまで
- ・麻疹…解熱した後3日経過するまで
- ・流行性耳下腺炎…耳下腺の腫瘍が消失するまで
- ・風疹…発疹が消失するまで
- ・水痘…すべての発疹が痂皮化するまで
- ・咽頭結膜熱…主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ・結核…病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

第三種…病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

〔 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルペンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症など 〕

平成 年 月 日

医療機関名

医師名